



2025年1月6日

各 位

会 社 名 株式会社アビスト
代表者名 代表取締役社長 進 顕
(コード：6087、東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 経営推進部門
シニアマネージャー 藤田 知哲
(TEL 0422-26-5960)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、関東財務局に提出しました2021年9月期から2024年9月期の内部統制報告書に開示すべき重要な不備があったため、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、関東財務局に提出しました同期間の内部統制報告書において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載しましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社が、静岡労働局に対しこれまでに行った雇用調整助成金の申請につき、2024年1月31日、同局から支給申請の一部が適切でなかった疑いがあるとして、当社による自主調査を求めるとともに、当社は同局が自ら行う調査に協力してきました。本助成金の支給要件に対する当社の認識不足に起因し、静岡労働局の調査において一部申請に過誤があると判断され、2024年9月25日、支給決定取消通知書を受領しました。その後、静岡労働局以外の労働局への申請分についても、当社内で自主調査を実施し、同様の認識不足及び管理体制の不備に起因する不適切と思われる事例が確認されました。これを受け、事実関係の把握のため、2024年10月29日、独立社外取締役2名（弁護士・公認会計士）及び弁護士1名で構成する特別調査委員会を設置し、事実関係の調査、類似する事案の存否及び事実関係の調査、その調査の結果判明した事実が業績に与える影響の調査、本件事案の原因究明と再発防止策の策定、その他必要と認められた調査が行われました。当社は2024年12月20日に受領した調査報告書の内容を確認した結果、2020年9月から2022年10月までに受給した雇用調整助成金の申請について、共通要領・雇用調整助成金支給要領上の不正受給に該当する可能性のある申請や、不適切な申請内容が含まれていることが判明したため返納することとしました。

これに伴い、過年度に営業外収益として計上されていた助成金収入等の修正を行い、2021年9月期から2023年9月期の有価証券報告書、2022年9月期第1四半期から2024年9月期第2四半期までの四半期報告書について決算訂正を行い、訂正報告書を提出することとしました。

これらの誤りを当社の決算・財務プロセス及び業務プロセスにおいて発見できなかったことについては、前年度を踏襲する評価範囲の決定方法に基づいていたため、非定型的取引となる雇用調整助成金は評価の対象外でした。内部統制の評価範囲の決定プロセスにおいて、非定型的取引に係るリスクの識別及び評価が不十分であったため内部統制における開示すべき重要な不備があったと認識しています。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

上記の内部統制の開示すべき不備が、当事業年度の末日までに是正されなかった理由は、当該事項の判明が当事業年度末日以後となったためです。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、これらの開示すべき重要な不備を是正するため、本



件特別調査委員会からの指摘・提言を踏まえて以下の再発防止策を講じて適正な内部統制の整備及び運用を図っていきます。

再発防止策

① 社内ルール及び責任体制の明確化

- ・社内規程による主管部署・責任者の明確化
- ・取締役が参加する会議等における協議・確認を通じた社内ルール・責任体制の明確化
- ・社内関係者及び社外専門家との連携強化

② リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会の実行性の確保

- ・リスク管理委員会・コンプライアンス委員会の開催頻度の見直し
- ・リスク管理委員会・コンプライアンス委員会における協議の深度化と具体化

③ 監査室の内部監査機能の強化

- ・監査室の人員拡充と監査内容・監査項目の見直し

④ 内部通報制度の充実化

- ・内部通報制度の見直しを行い、総務部以外の通報・相談窓口を設置

⑤ コンプライアンス教育の実施

- ・役員、従業員に対する体系的なコンプライアンス教育の実施と全社的なコンプライアンス意識の向上

4. 財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備については、全て財務諸表に反映しています。

5. 財務諸表の監査報告に与える影響

無限定適正意見であります。

以上